

只見町薪ステーション運営支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林整備による間伐材等の未利用資源を活用し、エネルギーの地産地消を通じて町内における経済循環を図ることを目的として、薪ステーション運営事業に取り組む団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、只見町補助金等の交付等に関する規則（平成12年3月30日規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 薪ステーション運営事業とは、只見町薪ステーションにおいて町内の森林等から搬出される間伐材等の受入れ、土場への原木の集積及び薪材の製造、運搬供給等を行う事業をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付対象となる団体は、只見町薪ステーション運営事業者として指定を受けた団体とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項に規定する補助対象経費及び補助率により算出した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

3 補助対象経費は、地域の実情に即した適正な価格により算定するものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、薪ステーション運営支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他町長が特に必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定に基づき補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容

を審査し、これを適当と認めた場合は、薪ステーション運営支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付条件）

第7条 町長は、前条の補助金の交付の決定について次に掲げる条件を付すことができる。

- （1） 事業開始後5年以上継続して薪ステーションを運営すること。
- （2） 町が行う森林資源の利活用その他の事業に積極的に協力すること。
- （3） 薪ステーション運営事業の終了時においては、当該補助金で製造した薪相当量を町又は次期運営事業者へ引き継ぐこと。
- （4） その他町長が補助金の交付について必要と認める事項

（変更承認申請）

第8条 申請者は、次の各号のいずれかに該当し、補助事業内容を変更又は中止しようとするときは、只見町薪ステーション運営支援事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1） 補助金の額が増額となる場合
- （2） 補助金の額が20パーセントを超える減額となる場合
- （3） 事業内容における主要な部分を変更する場合
- （4） 補助事業が年度内に完了しない、又は完了する見込みがない場合
- （5） 補助事業を中止する場合

2 町長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、薪ステーション運営支援事業変更（中止）承認通知書（様式第6号）により当該事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助金の交付の決定を受けた事業者は、当該補助事業が完了した後速やかに薪ステーション運営支援事業補助金実績報告書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第10条 町長は、前条に基づき実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、薪ステーション運営支援事業補助金額確定通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 申請者は、前条の規定による補助金の額の確定通知を受けたときは、薪ステーション運営支援事業補助金交付請求書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による補助金交付請求書を受理した場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

3 町長は、必要があると認めるときは、交付の決定をした補助金額の全部又は一部について、概算払いの方法により交付することができる。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、補助金の交付を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を補助事業以外の目的に使用したとき。

(2) 補助事業の全部又は一部を中止又は廃止したとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年9月8日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象経費	補助率等	備考
事業開始時の原木仕入れ、人件費、物品など薪製造にかかる運営費及び、光熱費、除雪費などの施設管理費	1事業あたり800万円を上限とし、補助対象経費の10分の10以内の額とする。	事業開始の年度を初年度とする2カ年に限る。なお、原木仕入れに係る対象経費の上限は、スギ原木丸太換算748m ³ とする。